

○ 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案に関すること

No.	ご意見の要旨	町の考え方
1	<p>地域型保育事業の職員の基準は、保育士資格を有する者とすべきではないか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、利用者からの多様なニーズに対応するため、保育所や幼稚園に加えて、市町村の認可事業として地域型保育事業を行うこととなっています。</p> <p>地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4類型があります。</p> <p>これらの事業で保育士以外の職員として定義している家庭的保育者は、条例において、「市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が判断した者」とし、また、家庭的保育補助者も「市町村長が行う研修を修了した者」としていますので、事業に従事する職員の質の確保は図れるものと考えています。</p>
2	<p>食事の提供は、自園調理を原則とすべきではないか。</p>	<p>子どもの心身の成長・発達に大きな影響を与え、「食を営む力」を培う基礎となる食事の提供は、教育・保育の観点から重要であり、自園調理が基本であると考えています。</p> <p>外部からの搬入は特例としてのみ認められるものとなります。外部からの搬入の基準については国の基準どおり、規則で規定します。</p>
3	<p>小規模保育事業で保育を行う部屋は2階以下とするべきではないか。</p>	<p>現行の保育所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8項に規定された安全性等に関する要件を満たした場合に2階以上に保育室を設置することができます。</p> <p>小規模保育事業を2階以上で設置する場合についても、保育所と同様の要件を規則で規定し、安全性等を確保した上で設置できることとします。</p>